

# 組合員の資格得喪の通知書 (法 43.則 33)

下記により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

太枠内に記入・押印願います。(認印可)

黒のボールペンで記入願います

現資格者	住所	庄内町余目字上梵天塚15	
	氏名	最上 太郎 (印)	
	電話番号	43-2255	
相続による得喪の時は、新資格者が現資格者欄も記入ねがいます。 その場合、現資格者(死亡者)の押印は不要です。			
新資格者	住所	酒田市新堀字豊森100-5	
	フリガナ	キョウデンガワ ジロウ	
	氏名	京田川 治郎 (印)	
	生年月日	T S H 40年 7月 22日	性別
	固定電話	93-1234	日中連絡先 090-1234-5678

最上川土地改良区  
理事長 田澤 伸一 殿

太枠内修正あれば、二重取消線で修正、追加があれば加筆をお願いします。

1. 資格得喪の対象の土地(その1)

市町	大字	字	地番	地目	用途	地積 ㎡	土地所有者		附記
							農家番号	氏名	
庄内	余目	朝丸	1	田	田	1,000			1
"	"	"	2	"	"	3,000			2
"	"	"	3	"	"	2,500			3
"	"	"	4	"	"	1,500			4
									5
									6
									7
									8
									9
									10
計						4 筆	8,000 ㎡		

2. 資格得喪の原因 (□欄にチェックし、事由を○又は記入して下さい)

- 原因 :  所有権の移転(売買・相続・贈与・交換・その他)  
 耕作権の移転(農地中間管理事業等・小作地の返還・交換・その他)  
 その他( )

受付	処理	確認